

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

◇ 告 示 飼料の試験の結果の概要(畜産課)

県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

都市計画の変更予定(四件)(都市計画課)

出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)

◇ 告 示 毒物劇物取扱者試験の合格者(医務薬事課)

◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(経営流通課)

## 告 示

### 鳥取県告示第六百六十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、平成八年九月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製 造 年 月	試 験 の 結 果 の 概 要							
				粗たん 白 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム (%)	リ ン (%)	水 分 (%)	備 考
兵庫県神戸市 西日本くみあい 飼料株式会社神 戸工場	東伯郡大栄町大字 妻波1725-5 大栄町農業協同組 合	くみあい標準配合飼料 モーレットグリーン	平成8年 8月	18.0	4.1	4.9	5.4	0.71	0.53	13.2	
		くみあい配合飼料モ ーレット	〃	21.4	4.6	4.0	5.8	0.90	0.60	13.0	
		くみあい配合飼料和 牛繁殖速産1号	平成8年 7月	16.3	2.6	5.0	7.3	1.01	0.84	13.4	
東伯郡東伯町 東伯町農業協同 組合	東伯郡東伯町大字中尾933 東伯町農業協同組合東伯キ ンセンター	フェザーミール	平成8年 8月	80.4	6.7		1.5			8.2	
岡山県倉敷市 西日本くみあい 飼料株式会社水 島工場	東伯郡東伯町大字 徳方558-1 東伯町農業協同組 合	くみあい配合飼料子 牛育成用ニューブリー ドペレット	〃	17.5	3.1	4.7	6.5	0.95	0.70	13.2	
		農協のえさ びゅあシ ステム専用和牛育成用	平成8年 6月	16.8	2.5	8.3	6.8	1.17	0.52	12.6	
兵庫県神戸市 西日本くみあい 飼料株式会社神 戸工場	岡山県玉野市 加藤製油株式会 社岡山工場	くみあい標準配合飼料 スーパーモーレットほ いく	平成8年 8月	18.8	3.0	3.5	4.8	0.71	0.56	12.6	
		脱脂大豆	〃	47.2	0.5	5.5				12.8	
兵庫県神戸市 全国酪農農業協 同組合連合会関 西飼料工場	東伯郡東伯町大字 保37 大山乳業農業協同 組合	ニューラクビーフ前期	〃	13.4	3.0	4.3	4.9	0.67	0.48	13.2	
		メガプロネ90	〃	30.2	8.6	3.0	7.1	1.50	0.53	11.1	
		全酪酪2号ペレット	〃	16.7	2.9	5.4	6.3	0.93	0.64	12.8	
		全酪新チャンピオン	〃	17.5	3.1	4.3	5.5	0.77	0.57	13.1	

注1. 飼料の名称の欄に「く」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
 2. 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

鳥取県告示第六百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営担い手育成畑地帯総合整備事業名和地区農業用排水、農道整備及び区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年九月三十日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百六十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字下中谷字寺谷山三三〇九の五から三三三〇九の七まで、大字上中谷

字笹畑西山二二五の六、二二五の七、大字東上字奥山一八八五の六一、大字上中谷字夏牛山一六六三の三・字大熊谷山一六六四の一から一六六四の三まで・字笹畑東山二の六・二の七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

送電施設用地とするため。

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百六十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

東郷町

二 事業の種類

東郷町立図書館（仮称）建設工事

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡東郷町大字龍島地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

東伯郡東郷町大字龍島五〇〇

## 東郷町役場

## 鳥取県告示第六百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成八年九月二十七日から同年十月十一日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町一一六）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成八年十月十一日までに知事に意見書を提出することができる。

平成八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路一・三・一号智頭鳥取線（変更前一・四・一号河原鳥取線）及び

三・三・五号祢宜谷賀露線

## 二 都市計画を変更する土地の区域

1 一・三・一号智頭鳥取線

追加する部分

鳥取市長谷字下砂田、字藤ヶ森、字狭間及び字下土手下、倭文字土居ノ内、字上ノ田、字片山、字片山山分、字中屋敷、字妙見谷、字敷ノ元、字池ノ内、字西ノ畑及び字弁才天、玉津字早魅、字代田、字河原及び字三ツ隈、横枕字下カザシ、字ヒコク田、字イゴ及び字糖ノ尻下、竹生字鎌木、字堤下夕及び字稲田、上味野字大坪上ノ割及び字大坪下ノ割、下味野字堤下、字小屋場、字北谷堤奥、字洞見、字菖蒲谷、字童子山、字小山谷、字堂谷、字竹谷及び字観音谷、北村字池ノ内、字池之内、字池ノ内東分及び字池ノ内谷、服部字池ノ内荒神山、字池ノ内西、字池ノ内堤谷、

字池ノ内北平、字西石田、字東石田、字玉向及び字高畷、本高字白木、字段木、字白木西分、字白木東分、字道免及び字円ノ前並びに大字菖蒲字御通り、字鳥居畷及び字深免

削除する部分

鳥取市長谷字中島及び字砂田

変更する部分

鳥取市長谷字川向

2 三・三・五号祢宜谷賀露線

変更する部分

鳥取市菖蒲字鳥居畷及び字深免

## 鳥取県告示第六百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成八年九月二十七日から同年十月十一日まで倉吉市役所（倉吉市葵町七一九一五）及び三朝町役場（東伯郡三朝町大瀬九九九一二）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成八年十月十一日までに知事に意見書を提出することができる。

平成八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路三・三・一号三朝倉吉羽合線（変更前三・三・一号倉吉羽合線）

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

東伯郡三朝町大字今泉字前河原、字畑ヶ田、字下河原、字石田、字欠ヶ上り及び字保木谷

変更する部分

倉吉市田谷町字河原カ谷、字割谷、字切岩谷、字保木ノ下、字城ノ谷、字猪畑谷、字天神測、字田汲谷、字天神利及び字東天地

鳥取県告示第六百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成八年九月二十七日から同年十月十一日まで河原町役場（八頭郡河原町大字渡一本二七七）及び用瀬町役場（八頭郡用瀬町大字用瀬八三〇）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成八年十月十一日までに知事に意見書を提出することができる。

平成八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画道路一・四・一号智頭鳥取線（変更前一・四・一号河原鳥取線）及び三・五・四号徳吉西円通寺線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 一・四・一号智頭鳥取線

追加する部分

八頭郡用瀬町大字川中字猿山、字中山、字奥山谷、字鴛ヶ谷及び字カラヒツ、大

字宮原字檜木ヶ尻、字宮谷、字小林谷影平及び字小林谷日平、大字安蔵字岡影平、

字荒田平、字井手口、字向井田、字下モ河原、字宮ノ前、字高畔、字大林、字向山及び字鹿子下ノ谷、大字家奥字森ヶ谷、字熊ヶ谷、字シル谷口、字火ノ谷、字安岡

谷、字安岡口、字熊谷口、字的場、字山神谷口、字山ノ神谷、字北谷ノ内南ヶ谷、

字北小谷、字北谷ノ内本谷、字小谷平及び字柱谷ノ内ゴウロ谷、大字別府字妙ヶ平、字穴ノ谷、字堂ノ谷、字橋向、字井手桁、字幸神道ノ下、字樟ノ元山添、字尾バナ

谷、字横岩及び字小谷並びに大字美成字柱谷、字船ヶ谷、字大丸尾谷、字船ヶ谷茶園カ平ル、字猪子塔、字王子畑口林下、字王子畑、字下モ王子畑、字盲谷、字松ヶ谷、字天王、字オケ谷、字高田、字下モ山、字荒詰ノ下モ及び字鬼ヶ嶽

八頭郡河原町大字佐貫字若桑谷、字千切ヶ谷、字堤ノ内、字平尾、字筑紫ヶ谷、

字大畑、字浅谷、字ヒノ谷、字上墓、字大星、字大田及び字馬場川、大字八日市字

荒堀及び字天水並びに大字高福字上新田、字大ガンキヤウ、字大ガンキヤウ宮ノ上、字高谷平、字奥イソフ谷、字イソフ谷、字イソフ谷平、字大將軍、字沢、字島田、字上ミ長トロ、字中新田及び字中道端

変更する部分

八頭郡河原町大字高福字長通り、大字徳吉字上河原、字中河原、字水口及び字下河原並びに大字今在家字向河原及び字中河原

2 三・五・四号徳吉西円通寺線

追加する部分

八頭郡河原町大字高福字荒田、字中新田及び字中道端  
変更する部分

八頭郡河原町大字高福字長通り、大字徳吉字上河原、字中河原、字水口及び字下河原並びに大字今在家字向河原

鳥取県告示第六百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成八年九月二十七日から同年十月十一日まで智頭町役場（八頭郡智頭町大字智頭二〇七二一）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成八年十月十一日までに知事に意見書を提出することができる。

平成八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

智頭都市計画道路一・四・一号智頭鳥取線

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

八頭郡智頭町大字市瀬字竹ノ出口、字ヲトシ、字江尻、字井出口通り、字往来ノ前、字小山河原、字黒岩ノ上、字小茗荷谷、字茗荷谷口、字無曾ノ谷、字梅途、字巖、字婆ヶ谷、字當地谷、字市奥、字ニノフ谷、字荷谷、字小谷及び字若サビ

鳥取県告示第六百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
「冬のうたコンサート」	平成八年十一月二十四日	わらべ館いべんとほーる

二 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主事 澤 井 壽

三 委任期間

平成八年十月一日から同年十一月三十日まで

公 告

平成8年9月5日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成8年9月27日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 一般毒物劇物取扱者試験の合格者

阿 南 志津雄	岡 本 耕 一	山 本 利枝子	前 田 充
河 本 康 博	福 田 綾 子	秋 田 和 弥	正 田 直 人
河 本 康 博	谷 本 真 知 子	谷 口 裕 之	竹 本 直 人
山 本 根 貴 之	吉 本 哲 明	上 谷 信 之	石 所 直 人
山 本 根 貴 之	小 川 和 孝		妙 人

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験の合格者

田中正則	高田政彦	黒田周二	橋本伸也
竹本清美	林明徳	山中久夫	山下弘一郎
橋本泉	前田由紀夫	田中重靖	伊田ひとみ
古田恵子	山中義文	岡本仁重	馬野保昭
朝倉正博	涌嶋啓一	山谷美夫	岸田洋子
小林公雄	森本政博	本口古和良	岡本彰子
小藤史敏	河上直美	尾古前村	高力照子
伊藤博史	末吉昇	中前久松	小林真樹
清水浩一	原中安達	梅村龍臣	湯淺真樹
小林弘			

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成8年10月11日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成8年9月27日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 肇 篤

○ 法第5条第1項の届出に係るもの

- 1 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホックススーパーセンター皆生店  
米子市皆生大字大池2630ほか
- 2 届出者及び届出内容

届出者の住所	店舗面積	開店日	主として販売する物品の種類
(株) 原 德 チ ェ ー ン 本 部 鳥根県安来市赤江町1448-1	1,493㎡	平成9年4月11日	食 料 品
(株) ア ミ ー ー コ 鳥根県安来市赤江町1448-1	800㎡	〃	食 品 雑 貨
(株) ク リ ッ プ 鳥根県安来市赤江町1448-1	700㎡	〃	衣 料 品